

議案第 4 号

みよし市みなよし交流センター設置条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市みなよし交流センターを設置するため必要があるからである。

みよし市みなよし交流センター設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、みよし市みなよし交流センター（以下「みなよし交流センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民が自ら行う地域づくりを支援し、地域振興に資するとともに、地域の人々が集い、交流し、活気ある地域づくりに向けた施設として、みなよし交流センターを設置する。

2 みなよし交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市みなよし交流センター

(2) 位置 みよし市明知町下細口1番地8

(休館日及び開館時間)

第3条 みなよし交流センターの休館日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する場合は、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 みなよし交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館し、若しくは開館することができる。

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を認めない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) みなよし交流センターの管理上支障があると認めたとき。

(3) その他市長が必要があると認めたとき。

(利用の許可)

第5条 みなよし交流センター又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、前条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると認めたときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他避けることができない事故により必要があると認められるとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、みなよし交流センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(特別の設備等)

第7条 利用者は、施設等の利用に際して特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、利用しようとする日の3日前まで（その期間に休館日がある場合は、当該日を除く。）に利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 市長が、公益上の理由又は施設の管理運営上の理由により、利用の許可を取り消したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 市の主催する行事、会議等で利用するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共

用又は公益事業の用に供するとき。

(3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したとき又は第6条の規定により利用の中止若しくは停止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者及び入館者は、施設等を故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第2項の規定により許可に付された条件に違反して施設等を利用した者
- (2) 第6条の規定による許可の取消し、利用の中止若しくは停止の命令又は許可に付された変更条件に違反して施設等を利用した者
- (3) 第7条本文の規定に違反して施設等に特別の設備をし、又は既存の設備を変更した者
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けて施設等を利用した者

第15条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に基づくみなし交流センターの利用の許可を受けるための申請については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第8条関係）

みなよし交流センター使用料

区分	使用料（単位 円）	摘要
多目的ホール（北）	1, 8 3 0	
多目的ホール（南）	1, 8 3 0	
調理室	6 4 0	
会議室兼講座室 1	5 2 0	
会議室兼講座室 2	4 5 0	
軽運動室	6 0 0	
トレーニングルーム	1, 2 5 0	占用利用の場合に適用する。
交流エリア	2, 2 0 0	占用利用の場合に適用する。
屋外イベントエリア A	2 4 0	占用利用の場合に適用する。
屋外イベントエリア B	2 1 0	占用利用の場合に適用する。

備考

- この表において使用料は使用区分1回当たりの金額とし、その区分は午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
- 前項の時間の区分は、準備から原状回復までに必要な時間を含むものとする。
- 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用するとき又は市外利用者以外の者が営利を目的として利用するときは、この表に定める額の2倍（市外利用者が営利を目的として利用するときは4倍）の額とする。
- トレーニングルームの個人利用に係る使用料の額は、使用区分にかかわらず、1回につき100円とする。

別表第2（第8条関係）

附属設備使用料

種類	単位	使用料（単位 円）	摘要
----	----	-----------	----

多目的ホール冷暖房設備	1 時間当たり	1 , 6 8 0	
移動式プロジェクター (大)	使用区分 1 回当たり	4 6 0	
移動式プロジェクター (小)	使用区分 1 回当たり	3 0 0	スクリーンを 含む。
移動式拡声装置	使用区分 1 回当たり	2 1 0	マイク付
シャワー	1 回	6 0	

備考

- 1 この表において「使用区分」とは、午前 9 時から午前 1 1 時まで、午前 1 1 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 7 時まで又は午後 7 時から午後 9 時までをいう。
- 2 多目的ホール冷暖房設備の使用料の額は、7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間は、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。